

J Aバンク投信ネットサービス利用規定の改正について

以下の規定につきまして、2025年6月1日付で改正を行います。

J Aバンク投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
<p>第1条～第13条 (省略)</p> <p>第14条 (投資信託取引における<u>目論見書等の記載事項の提供方法</u>)</p> <p>本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等の記載事項の提供は、電磁的方法により行うものとします。</p> <p>ただし、お客様から紙による交付を希望される旨の意思表示があった場合には、紙で提供します。</p>	<p>第1条～第13条 (同左)</p> <p>第14条 (投資信託取引における<u>書面の電磁的方法による交付の承諾</u>)</p> <p>本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等を交付する方法は、お客様に承諾をいただいたうえで、書面の電磁的方法による交付の方法とさせていただきます。</p> <p>なお、上記方法をお客様が承諾されず、紙による交付となる場合は、投資信託の取引は、本サービスによらず、対面取引により行っていただくこととなります。</p> <p>また、本サービスによる投資信託の取引開始後に、目論見書、契約締結前交付書面等の交付について、電磁的方法から紙による交付に変更される場合は、投資信託の取引は対面取引により行っていただくこととなります。</p>
<p>2 前項の <u>(削除)</u> 電磁的方法による<u>提供</u>は、P D F形式のファイルをお客様に閲覧していただく方法によります。P D F閲覧ソフトおよび第5条で定める環境が必要となります。</p> <p>3 電磁的方法により<u>提供した</u>書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できませんので、お客様の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウンロードして保存いただくか紙に印刷してください。</p>	<p>2 前項の<u>書面の電磁的方法による交付の方法</u>は、P D F形式のファイルをお客様に閲覧していただく方法によります。P D F閲覧ソフトおよび第5条で定める環境が必要となります。</p> <p>3 電磁的方法により<u>交付された</u>書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できませんので、お客様の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウンロードして保存いただくか紙に印刷してください。</p>
第15条～第29条 (省略)	第15条～第29条 (同左)

以上

2025年6月1日
島根県農業協同組合